

枚方市支援教育充実審議会 中間報告 説明会 質疑応答内容

Q1.子どもがモデル校とされている学校の支援学級に在籍しているが、この中間報告には、すべての保護者の意見、すべてのモデル校の意見が吸い上げられているか。

A1.審議会委員として小中学校の校長、支援教育コーディネーターも選任し、また通級指導教室や支援学級の経験がある教員を招聘し、実践事例等の紹介も行い、意見をいただいている。保護者の意見を取り上げることは、審議会でアンケートを取ることにについて議論されたが、中間報告での意見をみて再検討すると議論している。

Q2.「ともに学び、ともに育つ」の項目にある「ダブルカウント」は、枚方市、教育委員会内でどの程度共有されているのか。

A2.審議会の方針は「ダブルカウントは継続が望ましい」として、審議会、教育委員会ともに大切にしている。教師確保のために教育委員会事務局として奔走している。学校に対しては特別支援教育支援員や補助員を配置して、人的サポートしている。教員免許等がない地域人材についても発掘して、協力を求めている。

Q3.通級指導教室担当者とダブルカウントの仕組みと、教員の配置に優先順位を教えてください。

A3. ①ダブルカウントと通級指導教室の教師配置については、制度と目的が異なるため、優先順位というものはないが、いずれにしても人材の確保は必要があるため事務局として尽力しているところ。

②国の示す学級編制基準「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」では、支援学級在籍児童については通常の学級としてカウントしない。

例としては、学年の児童数が36名、(通常の学級在籍35名+支援学級在籍1名)というケースでは、通常の学級が1学級、支援学級が1学級となる。

市独自の少人数学級編制事業では、支援学級在籍の児童においても、通常の学級に在籍しているカウントを行う(この考え方をダブルカウントと称している)ため、児童数36名として通常の学級が2学級となり、制度によって増えた教員(学級)においては市が負担する講師を配置している。

※昨今の教員・講師不足により、学級数が増えても講師を配置することが難しいという課題がある。

③通級指導教室の教師配置は、枚方市として通級指導教室を利用する児童・生徒13人に対して1人の教員が大阪府より配置される。このことを踏まえて、利用人数や設置校の地域の偏り等を配慮した配置を市として行っている。

Q4.通級指導教室担当者について、大阪府から教員が配置されない場合、市費講師を配置することがあるのか。その場合は、優先順位はどうになるのか。

A4.通級指導教室は、通常の学級と支援が必要な子どもたちを繋ぐ役割であり、より専門性の高い教員が必要であることから、枚方市としては府費の教員配置をめざしている。

Q5.子ども自身が自己理解を深め、自己実現を目標とした自立活動の実施が必要となっているが、審議会としての意見か。

A5.学校視察の際に、障害の状況に応じていない自立活動になっているのではないかという議論から、審議会が出された意見である。

Q6.「子ども自身の自立活動」を行うということは、何歳の子ども想定しているのか。低学年の子どもが、自身の自立活動を考えることができるのか。

A6.年齢を想定しているわけではない。子どもの意見を聞き、自分が納得して取り組んでいるか、ということ。授業内容で、障害の状況による困難さがあるにもかかわらず、できるようにすることを目的に、大人、教員、保護者が同意のもとであったとしても、大人が一方的に決めるのではなく、本人が納得して取り組める環境が大切であるという議論である。

Q7.子どもに自身のゴールが分かるのか。「自己理解」を子どもに求めることは無理ではないか。教育実践の中で共通理解を経て、時間をかけて進めていくのではないか。
病状や状況を自己理解できるものなのか。

A7.審議会としては、子どもの意見を聞くことが大切であるとされた意見であることから、審議会に共有する。

Q8.通級指導教室の全校設置 $13人 \times 44校 = 572人$ の子どものニーズが必要となる計算であるが、どのように設置するのか。

A8.小規模校は設置が難しいという状況は課題として認識している。通級指導教室については全校において必要性が高いことから、在り方を含めて様々な方策を検討しながら全校設置をめざす。

Q9.本日の説明会の質疑応答と資料は、枚方市のHPに掲載されるのか。

A9.質疑応答と資料の掲載についても審議会に確認したうえで掲載予定。

Q10.中学校進学時に、小学校進学の時のように教育委員会との就学相談のような相談はないのか。

A10.小学校入学時に支援学級や通級指導教室を利用する希望が場合は、必ず教育委員会が就学相談を実施しているが、中学校進学に際しては、小学校において児童の困り感や学習の状況等を把握し、中学校での見学会を実施したうえで支援教育コーディネーターが説明をすることで就学相談となっていることから、現時点で教育委員会が就学相談を行ってはいない。

しかし、入学してから支援学級在籍となる児童生徒が増加している状況については、より丁寧に子どもたちの困り感を捉える必要があることから、充実が必要であるという意見が出されている。

Q11.資料1で提示された通級指導教室の様子は、小学校のものか、中学校のものか。

A11.通級指導教室の様子は、小学校も中学校も同じ。中学校は、学び方やコミュニケーションに力を入れて取り組んでいることが多い。

小学校においては、本人の困り感に応じて実施。アンガーマネジメント等、学習において支障となることに対して、発達段階に応じて取り組んでいる。

通級指導教室は自立活動を行う場所。通常の学級での困難さが顕著であり、特別の教育課程の編成が必要となる場合は、その困り感に応じて支援学級に在籍している。

その子どもにとってどのような支援が必要かによって学びの場を検討しているので、学校と相談をしていただきたい。

Q12.通級指導教室のない学校について、通級指導教室と同様の取り組みはあるのか。

A12.通級指導教室は、難聴や言語面に課題がある子どもに特化した教室を設置したことから始まっている。

困り感のある子どもたちが増えており、発達に応じて学習をフォローしていくため、今年度、小学校における通級指導教室は 22 校に設置している。他校通級もあるが、保護者の送迎が必要であり、支援学級を選ばざるを得ない場合もあることは、課題となっている。

クールダウンが必要な場合は、そのような場所を用意している学校もある。

通級指導教室がないことから、支援学級に在籍している場合もあるので、可能な限り早急に通級指導教室の全校設置をめざしていく。

Q13.通級指導教室を小学校は 22 校に設置とのことだが、どの学校も同じように対応しているのか。学校によるバラツキはないのか。

A13.通級指導教室の担当者を対象とした研修を定期的実施し、教材や指導のノウハウの共有、勉強会を実施している。

通級指導経験がある教員がアドバイスやノウハウを助言する等して、学校間の偏りがないように取り組んでいる。

Q14.不登校の子どもの教室設置について状況を教えてほしい。

A14.支援が必要な子どもが不登校になる場合もあると捉えている。

小学校においても不登校が多くなっている。学校により状況は異なるが、不登校対応について様々な形で教室や人的な支援体制を整えているところである。

Q15.支援教育について、通常の学級をどのようにするのか、という観点も必要ではないか。

副担任のように先生が2人いる体制であればよい。講師が見つからない場合は、「支援員や介助員を入れる。資格がなくても人手があればいい。」となっているのか。そのようなことが議論されているのかが見えない。

通級指導教室は1:13、支援学級は1:8で対応することになっているが、重度の子どももいるので、それで支援教育ができるのか。支援学校は1:2～3である。

35人以上を1学級に詰め込むのか。通常学級をどうするかも含めて提言が必要ではないか。

A15.枚方市がめざしている「ともに学び、ともに育つ」教育を実現するためには、通常の学級の充実が必要であると議論されている。

通常の学級で子どもたちがとも学べる環境づくりをめざしている。「基礎的環境整備」、「合理的配慮」の必要性についても議論されており、学校からの事例として、集中力を長時間持続することに困難さがある場合の対応として、教室前方の黒板をカーテンで隠す工夫をし、視覚的な刺激を減らしているケースもある。

聴覚過敏の子どもに対しては、椅子や机の脚にテニスボールをつけて音が鳴らないようにする等の対応をしながら、多くの学校で取り組んでいる事例が紹介され、審議会でも多く議論されているところである。

Q16.アセスメントを行うのはだれか。これまでの経験のない教員がアセスメントを行うことは難しい。

A16.教育支援ソフトを全校に導入し、全ての教員が活用できる環境を市として整備している。

人的要因については、特別支援教育支援員が人的サポートを行っている。

通級指導教室がスムーズに運営できるように、支援員が入り込みも行っている。資格の有無については議論があるが、全国的な課題であり、本市では地域の中で人材を掘り起こしながら、補助員としても雇用し、「少しでも人的なサポートを」との思いで学校に配置している。

Q17.通級指導教室について、小学校は3～4年生、中学校は2年生の利用が多いのは何故か。

A17.増加の傾向のある学年については、学習の困難さが出る学齢であるのではないかという意見がある。

Q18.高校における通級指導教室が、大阪では10校程度の設置。枚方市内にある高校では、近いうちに設置される等の情報はるか。

A18.事務局では府立高校の管轄外であるため情報を持ち合わせていない。情報を把握すれば、発信していきたい。

事務局としても、今年度、通級指導担当者とともに、大阪府立野崎高等学校の通級指導教室の見学に参加し、状況を把握に努めた。

Q19.「合理的配慮」についてどこまで学校は考えているのか。保護者の考えている「合理的配慮」の範囲とずれがあると感じる。合理的配慮の範囲として求めてよいものなのか。

A19.「合理的配慮」は障害のある方から社会の中にあるバリア(障壁)を取り除くために何らかの対応が求められたときに、負担が重すぎない程度で対応することが求められていることから、必要と感じたときに求めることは大切。

学校がどこまで対応できるかは、建設的対話をもって話し合っ決めていくことになるが、可能な限りの対応をする。学校は、配慮について気づいていない部分もあると思われるので、子どもにとってどのような支援が必要か、学校と保護者、本人と一緒に考えることが大切。「こんなことはできますか。他に何かいい手立てがありますか?」と聞いてもらいたい。学校から教育委員会に相談があれば、ともに考えさせていただく。

教員は、指導についてはプロであるが、アセスメントのプロではない。しかし、子どもの困り感を把握することについてはしっかり取り組んでおり、教育支援ソフトやアセスメントシート等を活用し対応している。

Q20.専門的知識のない先生が頑張っている現状だが、質の高い支援を維持することは難しい。

言語聴覚士や理学療法士などの専門家を学校の現場に配置することはできないのか。

A20.審議会では、チーム学校として、様々な人が関わっていく、専門家の知識も活用していくということについて議論されている。

Q21.通級指導教室を全校設置する際に、現状の「難聴通級指導教室」はどうなるのか。

A21.難聴通級指導教室の専門性は大切であると捉えており、継続して設置予定であることから安心していただきたい。